

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

平成29年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

- 1 都市計画区域の名称  
東駿河湾広域都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域  
別紙のとおり
- 3 縦覧場所  
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

別紙

都市計画区域に含まれる土地の区域

	市町名	大字名	字名
全部区域	三島市	—	—
	清水町	—	—
	沼津市	(地先水面を含む) 上土市街、上土、旭町、足高、足保、上土町、今沢、一本松、井出、石川、市場町、泉町、植田、魚町、江ノ浦、江梨、江原町、大手町、大岡、岡一色、岡宮、大諏訪、大平、青野、重須、大塚、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、春日町、上香貫、我入道、上町、神田町、共栄町、北園町、木負、北高島町、北今沢、口野、久連、久料、鵬町、黒瀬町、小諏訪、小海、河内、古宇、小林台、寿町、三枚橋、沢田、山王台、三枚橋町、五月町、西条町、幸町、沢田町、城内、下河原町、下香貫、志下、獅子浜、蛇松町、重寺、庄栄町、新宿町、新沢田町、白銀町、下本町、新町、駿河台、住吉町、杉崎町、末広町、千本緑町一丁目、千本緑町二丁目、千本緑町三丁目、千本常磐町、千本東町、千本中町、千本西町、千本港町、善太夫、浅間町、添地町、蓼原町、多比、高沢町、立保、高砂町、玉江町、高島本町、高島町、高尾台、大門町、筒井町、常磐町一丁目、常磐町二丁目、常磐町三丁目、鳥谷、通横町、中沢田、長浜、中瀬町、仲町、中原町、西熊堂、西沢田、西間門、西椎路、西添町、錦町、西間門一丁目、西間門二丁目、西間門三丁目、西島町、沼北町一丁目、沼北町二丁目、根古屋、八幡町、花園町、原、東熊堂、東沢田、東間門、東椎路、東原、平沢、平沼、平町、東間門一丁目、東間門二丁目、東間門三丁目、東宮後町、双葉町、富士見町、本市街、本、本交、本田町、本郷町、本町、松長、馬込、松沢町、丸子町、真砂町、町方町、宮前町、緑ヶ丘、三津、御幸町、三園町、南本郷町、三芳町、桃里、柳沢、柳町、山ヶ下町、豊町、米山町、吉田町、若葉町、原町中一丁目、原町中二丁目、原町中三丁目、市道町、香貫が丘	
長泉町	南一色、下長窪、納米里、上土狩、中土狩、下土狩、竹原、本宿、東野、元長窪、上長窪、桜堤一丁目、桜堤二丁目、桜堤三丁目		
一部区域	沼津市	西野	霞
		宮本	元野